

総代行事覚書



藤之宮神社

御製ごよせ

さしのぼる朝日の如くさわやかに持たまほしきは心なりけり

明治天皇（第一〇代天皇）御製ごよせ

あさごとに向かう鏡のくもりなくあらまほしきは心なりけり

昭憲皇太后（明治天皇の皇后）御製

あしひきの山に行きけむ山人の心も知らず山人や誰れ

主祭神 舎人皇子御製（万葉集卷二〇 四二九四）

もともと深山にお住まいのはずの絶世の美女＝仙女であられる陛下が、山へ行かれたとかおっしゃるお心がわかりません。陛下のおっしゃる「山人」とは誰のことでしょう。つまり、仙女とは、山村の村人のことなのです。

一 神社行事執行の心得

藤之宮は、赤童子東区に生育する作物、植物、河川、その他の自然物を始め、赤童子東区に住む人々の生活全般をお守りなさる「うぶすながみ産土神」の性格を色濃く残した神社で、赤童子東区に住む人々が共同で祀るうじやしろ氏社である。氏神の地域（周辺）に住み、その祭礼に参加する者全体を「氏子」と称する。

氏子総代は赤童子東区の区会議員の中から選出された六人が兼務し、神社の宗教上の機能に関する事項の執行については、神職を補佐する。神社の維持、管理および神社行事の運営に関する事項の執行については、神社（および地区）の慣習・伝統に十分に考慮することが肝要である。

二 神社行事と準備

1、境内の月例清掃

毎月の第一日曜日（降雨の場合は第二日曜日）午前八時より班長および班構成員により、班別区割表の各区分の清掃を行う。一月の月例清掃は、十二月二十九日以前の日曜日（降雨の場合、翌日）に行う。

2、祭礼の準備と執行

① 新年祭（一月一日）

※ 十二月二十九日またはそれ以前の日曜日の準備事項

ア 注連縄しめなわの注文（十一月頃岡地神職に依頼）・取り替え

注連縄しめなわは「右太左細」に張る

- イ 参道脇に幟掲揚、手水舎の清掃水張り
- ウ 幕張と国旗掲揚（9頁参照）
- エ 焚火・篝火の準備
- オ 厄年名簿と厄払い御札
- カ 雅楽テープ・再生装置の準備・点検
- キ 門松の手配（江南フラワーが設置）

※ 十二月三十一日の準備事項

- ア 初詣客の接待準備（甘酒の素・生姜・割り箸）
- イ 御神札頒布の準備
- ウ 神饌（御供え）の準備（後述）
- エ 玉串（榊に紙垂を取付けたもの）の準備（榊25本）
- オ 社頭の門松飾り付けの確認

※ 新年祭当日

- ア 雅楽「越天楽」のテープ再生
- イ 三種の神器の設置（9頁参照）
- ウ 玉串の配置（10頁参照）
- エ 神饌の盛付・飾付（14頁に図示）
- オ 藤之宮御札・神宮大麻の頒布
- カ 玉串の奉奠（11頁参照）
- キ 神饌と直会（お下がり）の配布
直会は神と人が共食すること

② 神火祭《左義長・どんど焼き》（一月十四日）

- ア 焚火用の井桁組み
- イ 点火と餅焼き用の燠火作り

③ 例祭（四月第三日曜日）

神輿みこしの巡行コースは、公安委員会にあらかじめ予め道路使用の許可申請を出し、許可を得る。

※ 一週間前の日曜日および前日の準備事項

- ア 神輿みこし（台車付）・獅子頭の点検
- イ 獅子御宿準備・お祓いの依頼
- ウ 参道脇に幟のぼり掲揚
- エ 幕張と国旗掲揚（9頁参照）
- オ 神饌しんせんの準備（13頁参照）
- カ 玉串の準備（榊27本）
- キ 祭り半纏はんてんの頒布
- ク 本厄・前厄・後厄への祝儀・酒などの準備

※ 例祭当日

- ア 三種の神器の設置（9頁参照）
- イ 玉串の配置（10頁参照）
- ウ 神饌しんせんの盛付・飾付（14頁に図示）
- エ 玉串の奉奠ほうてん（11頁参照）
- オ 直会なおらいに代えて神職しんせんに神饌贈呈
- カ 三厄（本厄・前厄・後厄）の送迎接待と祝儀
- キ 子ども会の神輿みこし（台車付）巡行

④ 神送り（旧曆九月晦日みそか） 区会議員が参列

篝火かがりび焚き（予め薪を準備）

酒・赤飯（参列者数に予備を加える）・アタリメ等を用意

⑤ 神迎え（旧暦十月晦日）みそか 区会議員が参列

かがりび 篝火焚き（あらかじ予め薪を準備）

酒・赤飯（参列者数に予備を加える）・アタリメ等を用意

⑥ 月次祭つきなみさい（毎月第一または第二日曜日）

新年祭・例祭の月を除き、毎月執行

ア 本殿・祭文殿さいもんてんの清掃

イ 神饌しんせんの盛付・飾付（神饌は当番が準備、14頁に図示）

ウ 玉串の準備（榊8本）・配置（11頁参照）

エ 幣帛へいはく（御幣）の配置（11頁参照）

オ 玉串の奉奠ほうてん（11頁参照）

3、土用干と清掃

（状況を見て）七月第四日曜日午前九時から、班長の協力を得て祭文殿・宝物殿さいもんてんの土用干と清掃を行う。

4、年末の大掃除

十二月二十九日以前の日曜日（降雨の場合は翌日）に班長および班構成員により、本殿・祭文殿さいもんてん・社務所・拝殿および宝物殿の清掃を行う。

三 神社御札の頒布

1、神宮大麻たいま、藤之宮大麻たいまの頒布

伊勢神宮大麻たいま、及び藤之宮大麻たいまは、十二月中旬に前年の名簿

を参考にしてそれぞれ希望者に頒布する。

2、その他の頒布時期

十二月中に一、二回公会堂前にて頒布することもある。残余があれば新年祭の場で頒布する。

四 祭場の設営

1、新年祭・例祭

- ① 祭文殿の内側と正面に幕を張り、国旗を掲揚する。
- ② 三種の神器は、左右双方に五色の播を掛けたのち向かって右に鏡と玉、左に剣を刃を下向きに掛ける。
- ③ 神職が本殿（神殿）を開扉ののちに、祭壇に長脚の案（台）

を奥に、短脚の案を手前にして並べる。

- ④ 玉串を案に乗せ、本殿の右側に配置する。
- ⑤ 神饌は三方に盛付け、別掲の要領で案に並べる。
 - ア、洗米、酒、水、塩、餅、海の物、野の物、山の物
 - イ、餅は参列者の人数分（区会議員数に予備を加える）
 - ウ、神饌は新鮮な季節の物を選ぶ。
 - エ、神饌は三方に収まる大きさで、数は奇数個とする。
 - オ、鯛は腹部を神前に向け、右に供える場合は頭を左に、左に供える場合には頭を右に向ける。

2、月次祭

- ① 本殿の扉は閉じたままで、祭壇に短脚の案を置いて、洗米、酒、水、塩、海の物、野の物、山の物の神饌を盛付けた三方

を案あんに並べる（14頁に図示）。

- ② 玉串を準備し、案あんに乗せて右に配置する。
- ③ 幣帛へいはく（御幣）を案あんに乗せて中央に配置する。

五 榊と玉串

1、榊は賢木さかきとも書かれ、榊のない地方では、杉、樅もみ、檜かしの、松および柘植つげなどの常緑樹を榊の代わりに使う所もある。玉串とは、榊の小枝に紙垂しでを結びつけたもので、神に捧げて真心を示すものである。

2、玉串奉奠ほうてん（玉串を神前に捧げて拝礼すること）の作法

- ① 神職から玉串を渡されたとき、右手で玉串の根元を上から覆うように持ち、左手は下から葉先を支えるように持つ。このとき、左手（葉先）の方が高くなるようにする。
- ② 玉串を捧げる案あんの前へ進み、一揖いちゆう（軽いおじぎ）する。
- ③ 玉串の根元が自分がある方向に向くように右手を引き（葉先が神前に向かう）、左手も根元に持ち替えて祈念する。
- ④ 右手で玉串の葉先を持ち、時計回りに玉串を回して根元が神前に向かうようにする。（左手は根元を持ったまま）
- ⑤ 玉串を案の上に置き、二礼二拍手一礼をし、再び一揖いちゆうして元の席に戻る。

3、玉串の準備数

例 祭	27本	新嘗祭・新年祭・祈念祭	25本
月次祭	8本		

六 神饌（御供え）の並べ方

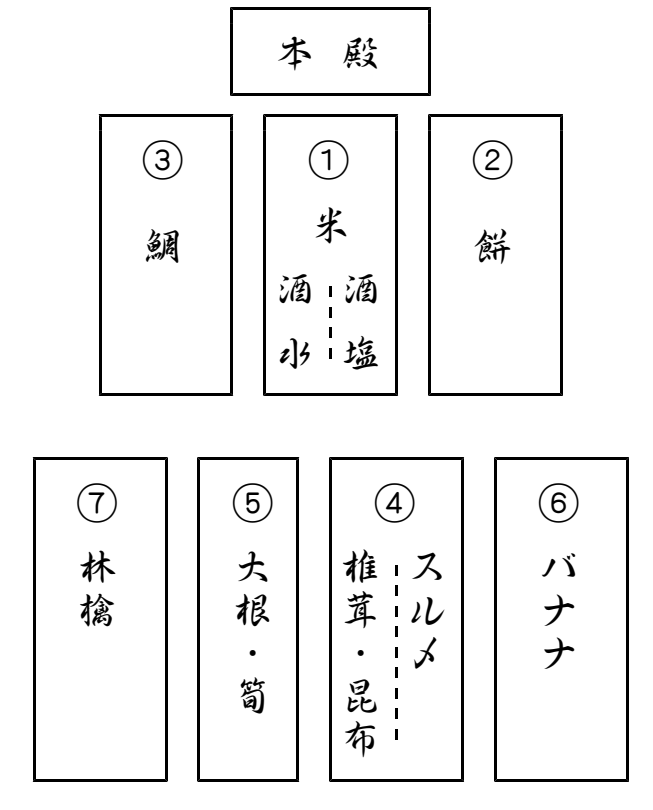
1、大祭（例祭・新嘗祭・祈念祭）と新年祭

- ① 洗米・酒・水・塩
- ② 餅（一人二個ずつ、区会議員数に予備を加える）
- ③ 海の物（鯛）
- ④ 乾物（するめ、椎茸、昆布）
- ⑤ 野の物（大根・人参・筍または里芋）
- ⑥ 山の物（バナナ、林檎）

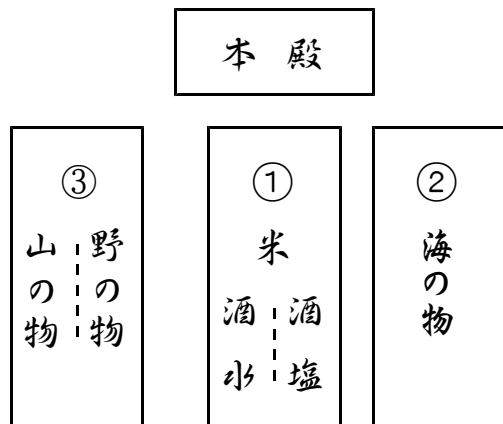
2、月次祭

- ① 洗米・酒・水・塩
- ② 海の物（魚介・海藻）
- ③ 野の物（野菜）・山の物（果物・椎茸）

大祭（例祭・新嘗祭・祈念祭）
中祭（新年祭）



月次祭



七 その他

- 1、神社境内・社殿を時々見回り、倒木・落枝・煙草の吸殻（処理）・境内および社殿の異常の有無の確認など、維持管理に努める。
- 2、境内の落葉樹の落ち葉などの処理は、近隣の住民の迷惑にならないよう考慮する。
- 3、神火祭（しんかさい）の折り、参詣者が持参する注連繩（しめなわ）の飾りなどで、ダイオキシンが発生する恐れのあるものや、ビニール袋は焼却せず、分別収集ゴミとして出す。

八 参考資料

1、神社の概要

名称	藤之宮
所在地	江南市赤童子町藤宮四十番地の一
祭神	舎人親王 <small>（とねりしんのう）</small> （崇道人敬皇帝） 早良親王 <small>（さわらしんのう）</small> （崇道天皇） 伊豫親王 <small>（いよしんのう）</small> 伊弉冉尊 <small>（いざなみのみこと）</small> （伊邪邦美命） 大己貴尊 <small>（おおなむちのみこと）</small> （大國主命） 天忍穗耳尊 <small>（あめののおしほみみのみこと）</small> （正勝吾勝勝速日天忍穗耳尊） 天照大御神 <small>（あまてらすおおみかみ）</small> （大日靈貴神）

創立 寛文十二年（一六七二年）以前

境内地 六二八三平方メートル（一九〇〇坪）

建物 本殿 ながれつくりどうばんぶき 三・四九 m²

祭文殿 さいもんてん 二七・六六 m²

拝殿 さいりも やつくりかわらぶき 二一・五五 m²

宝物殿 たなながれせつばんぶき 二一・〇五 m²

手水舎 てみずや 四・五五 m²

社務所 きりつまつくりかわらぶき 二九・八二 m²

境内社 津島社 すさのおのみこと たけはやすさのおのみこと（建速須佐之男命）

秋葉社 ほのかぐつちのみこと 火之迦具土命（迦具土神）

旧社格 村社 十四級

祭礼

新年祭 しんがさい 一月一日

神火祭 一月十四日

例祭 四月第三日曜日（旧来は十月十八日）

神送り みそか 旧曆九月晦日

神迎え みそか 旧曆十月晦日

月次祭 つきなみさい 毎月第一又は第二日曜日（但し、新年祭・

例祭の月は除く。旧来は毎月十一日）

神職

氏子 約一〇六〇戸（平成二十八年現在）

総代 六名（任期 原則は二年）

2、藤之宮の由緒

寛文十二年（一六七二年）に成立した尾張藩撰の調査記録「寛文村々覚書」には、既に「藤の宮大明神」の名が見られることから、藤之宮はそれ以前に創立されたものと思われるが、当神社の記録では、その四年後の延宝四年（一六七六年）七月吉祥日「奉 上 葺・富士大権現」と記された棟札が最古である。当神社の本殿に祀られた祭神のうち、早良親王・伊豫親王は、御霊信仰の祭神の典型として京都市中京区下御霊前町の下御霊神社を始め、各地の御霊神社に祀られているが、舍人親王を祀る神社は、京都市伏見区深草鳥居崎町に鎮座する「藤森神社」を本宮とする数社のみであり、同社が早良・伊豫両親王を併せ祀ることからして、当神社も同社の分霊を勧請して祀つ

たものと思われる。「藤森神社」は平安遷都以前より祀られている古社であり、近郊にあった三つの社が合祀され、現在の藤森神社となった。そのため藤森神社には、性格の異なる祭神を祀ることになり、当藤之宮神社も同じ性格を持つこととなったと思われる。

当神社には、元禄三年（一六九〇年）「奉修理・白山宮」、寛永六年（一七〇九年）「奉遷宮・白山妙理権現」、「奉勧請・白山権現」と記された棟札があるが、これらの棟札に記された種字から、前の二枚は修理・遷宮に関する本地仏「十一面観音」に関するもので、垂迹神は「伊弉冉尊」である。後のものは勧請に関する本地仏「阿弥陀如来・聖観音」に関するもので、垂迹神はそれぞれ「天忍穗耳尊・大己貴尊」であって当

神社の「白山社」合祀ごうしに関わるものである。これは「白山三所権現」はくさんみょうりごんげん（白山妙理権現くくりひめのかみ）しょうかんのん 十一面観音菩薩、大行事権現すいじやく（垂迹すいじやく）は菊理媛神くくりひめのかみ）しょうかんのん 聖観音菩薩、大汝権現おおなんち（大己貴尊おおなんち）しょうかんのん 阿弥陀如来あみだ）を示している。

当神社には、大正二年（一九一三年）に「村社伍位神明社ごいしんめいしや」村社藤ノ宮工鎮座しんめいしや」とする棟札もあり、神明社しんめいしや（天照大御神）を合祀ごうししている。この神明社しんめいしやについては、元禄二年（一六八九年）「奉建立・神明社しんめいしや」と記された棟札があり、これは合祀時ごうしに引継ぎ保管されたものと思われる。

境内社の津島社「素戔鳴尊すさのおのみこと」、秋葉社「火之迦具土命ほのかぐつちのみこと」は、昭和五十年（一九七五年）土地改良施工に際して、赤童子町南山の地から移転まっして祀まつったものである。

この二社と並んで、「太神宮たいじんぐう」と記した石碑があるが、これは、赤童子町藤西の地から移転したものであって、棟せんだん（おうち・梅檀せんだん）の大木を江戸時代後期に伐採した跡に碑を建て、伊勢棟せんだんとして祀まつっていた土俗信仰によるものである。

現在の当神社の本殿（神殿）は、昭和三年（一九二八年）新築し、屋根は昭和二十五年（一九五〇年）銅板葺に葺替をしたものである。祭文殿さいもんてんは、昭和二十七年（一九五二年）に新築し、拝殿は、昭和五十三年（一九七八年）新築したものである。

昭和二十年（一九四五年）敗戦と共に、国家が神社を管理する時代が終わり、昭和二十六年（一九五一年）宗教法人法の公布に伴い、当神社は宗教法人として、「藤之宮」を設立し、昭和二十八年（一九五三年）法人登記を終え今日に至っている。

履歴事項全部証明書

愛知県江南市赤童子町藤宮40番地ノ1
藤之宮

会社法人等番号	1800-05-011158	
名称	藤之宮	
主たる事務所	愛知県江南市赤童子町藤宮40番地ノ1	
法人成立の年月日	昭和28年11月2日	
目的等	目的 天照大御神外3柱を奉斎し、公衆礼拝の施設を備え、神社神道に従って、祭祀を行い、祭神の神徳をひろめ、本神社を崇敬する者及び神社神道を奉信する者を教化育成し、社会の福祉に寄與し、その他本神社の目的を達成するための財産管理その他の業務を行う	
役員に関する事項	愛知県一宮市浅井町小日比野字大萩972番地の31 代表役員 岡地喜代春	平成16年 9月 1日就任
公告の方法	神社の掲示場に10日間掲示して行う	
基本財産の総額	金12万7000円	
包括団体の名称及び宗教法人非宗教法人の別	宗教法人 神社本庁	
境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	役員会の議決を経て役員が連署の上神社本庁統理の承認を受ける	
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成19年 5月 9日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(名古屋法務局管轄)

平成28年 5月 9日

名古屋法務局一宮支局

登記官

稲 葉 真



整理番号 ツ443036

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/1

3、主な祭神

舎人親王

当神社の主祭神「舎人親王」は文武両道に秀でた方であり、両親が我が子にあって欲しいと望む資質を備えた方である。養老四年（七二〇年）五月には自らが編集を総裁した、日本に伝存する最古の正史『日本書紀』を奏上。同年八月、当時の朝廷の実力者であった右大臣藤原不比等の薨去に伴い、知太政官事（太政官の長官として万機を総攬する官職）に就任し、右大臣（のち左大臣）の長屋王とともに皇親政権を樹立する。早良親王・伊豫親王

このお二人は御霊神社の祭神として有名。共に政変に破れ、冤罪を被り、死後朝廷に崇りを招く怨霊となった。「時の朝廷」

が、その怨霊を慰撫するために建てたのが御霊神社の始まりである。その後、本来の目的ばかりでなく、巨大な力を有する崇り神は、適切に祀られることでより大きな利益をもたらす神となるという信仰が御霊信仰の源にもなっている。

早良親王が天応元年（七八一年）、皇太子になられたとき、蝦夷の反乱が起こり、征討將軍に任ぜられ、藤森神社に詣で戦勝を祈願され、出陣しようとしたところ、これを伝え聞いた反乱軍は畏怖し、乱は戦わずして平定されたという。親王は英武の方であられたが、延暦四年（七八五年）、藤原種継暗殺事件に連座したとして、淡路に流される途中、冤罪に対する怨みをもんで薨去された。延暦十九年（八〇〇年）、親王の霊を鎮魂するため、崇道天皇と諡号され、塚本の地（京都市東山区本

町十六丁目）に祀られたがその神社が焼失したため、後に藤森神社に合祀され、現在は藤森神社の西殿に鎮座。

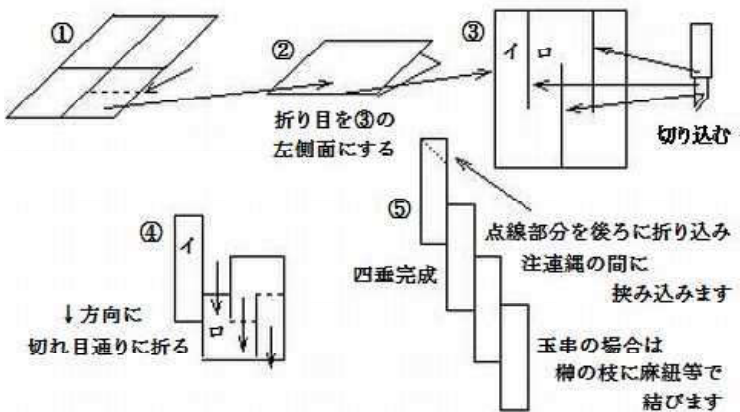
伊豫親王は大同元年（八〇六年）中務卿兼大宰帥に任ぜられる。しかし、翌大同二年（八〇七年）反逆の首謀者であるとして母の藤原吉子とともに川原寺（弘福寺）に幽閉され、親王は絶食した後、毒を飲んで自害した。異母兄平城天皇の側近であった藤原式家の藤原仲成に操られた藤原宗成の讒訴によりに失脚させられた（伊予親王の変）という。後に親王の無実が判明し、承和六年（八三九年）に一品が親王の霊を鎮魂するため追贈された。井上内親王（難波内親王を呪詛し殺害したという嫌疑が掛けられ、幽閉先で子の他戸親王と同日に薨去）、早良親王と同じく藤森神社の西殿に鎮座。

あまてらすおおみかみ
天照大御神

皇室の祖神で、日本国民の総氏神と言われている女神。宗教法人「藤之宮」を設立し、その法人登記の際、法人の設立目的に「天照大御神外三神を奉斎し・・・」とあり主祭神と思われがちだが、神明社は合祀されたものである。神明社は、伊勢神宮内宮（三重県伊勢市）の分霊（天照大神の神霊）を祀る神社である。皇大神社、天祖神社などともいい、通称として「お伊勢さん」と呼ばれることが多い。

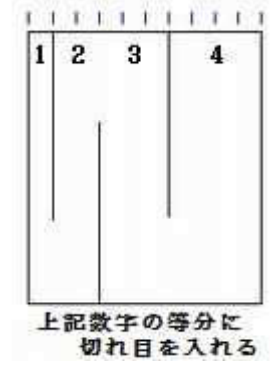
玉串の紙垂の裁ちかた・作り方 ①

紙垂の裁ちかたには、様々の方法があるが、使用される櫛・幣串・紙などの大きさにより、その仕様に相違がある。ここでは、一般的なものを例として記す。

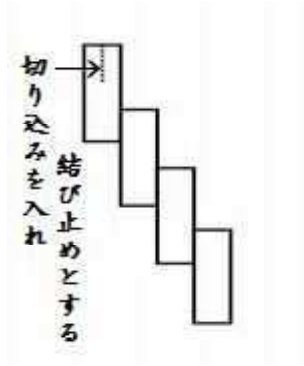
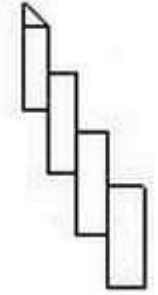


- 1、和半紙を四分の一に切り離し、それを半分に折り二枚重ねにする。
- 2、折り目を左側（紙の目を縦に）にして、図のよう（四等分）に三分の一程残して切り込みを入れる。
- 3、「イ」を左手でおさえ、「ロ」を手前に折り、以下順に。
- 4、上から下に垂れるように折り下げろ。

紙垂の裁ち方 ②



折り方は①同様に行う。



藤之宮神社主な取引業者一覧

はらいことば
祓詞 (神社本庁例文) 犯した罪・穢れを祓うために唱えられた祝詞

掛まくも畏き伊邪那岐の大神筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原に
襦袢へ給ひし時に坐り坐せる祓へ戸の大神たち 諸々の禍事・罪・
穢れあらむをば祓へ給ひ清め給へと 白すことを聞召せと 恐み 恐みも
白す。

《祝文》そのお名前を口に出してお呼び申し上げるのも畏れ多いイザナギの大神さ
まが、死者の住む黄泉國を訪ねて御身が穢れたため、筑紫の日向の橘の小戸
の阿波岐原という浜辺で水を浴び、襦袢をしてツミヤケガレを取り払い、心
身を清めなされたときにお生まれになった祓戸大神たちよ！ これらの神の
御神徳によって、私達の犯した罪や心身の穢れを祓い清めて下さいとの奏上
をお聞き届け下さいと、恐れ謹んで申し上げます。

② 祝詞 (神社本庁例文) 祭祀の際奏上される祝詞

掛まくも畏き 「藤之宮」 神社の大前を拝み奉りて
恐み 恐みも白さく
大神等の広き厚き御恵みを 辱なみ奉り
高き尊き神教へのまにまに 天皇を仰ぎ奉り
直き正しき真心もちて 誠の道に違ふことなく
負ひ持つ業に励しめ給ひ
家門高く身健やかに
世のため人のために尽さしめ給へと 恐み 恐みも白す

《祝文》

そのお名前を口に出してお呼び申し上げるのも畏れ多い藤之宮神社のご神前
に恐れ謹んで申し上げますことは、大神様の高く尊いご神徳のお蔭を敬仰申し

上げ誉め称えます氏子崇敬者一同が（ご神前に集まり）、神のお導きに従い、また、天皇の広大で深厚なご神徳のお恵みを、いよいよ遠く永く賜りまして、（日本の國の隅々にまで住まうところの國民一人一人に至るまで）清く明るく直く正しい心をもって、（神々の仰せ言に従い）人としての眞実まことの生き方に外れることなく、負い持っている職業に勤め励み、子孫が代々絶えることなく、いつまでも健康で立ち栄えながら、今より一層世の中の人々の幸福を希求させて下さいませと、恐れ謹んで申し上げます。

平成二八年丙申閏歳

令和三年辛丑歳 増補・改訂版

藤之宮 氏子総代会

文責 鈴木 章夫

注、本文書は藤井清彦氏の「総代行事控」を基に、変更点を改訂し、新たに参考資料を増補したものである。「紙垂の裁ちかた・作り方」はネット上で公開されているものを参考にした。